文書指導事項の具体的内容

○　加算・減算　　（文書指導件数：　37 件）

サービスの種別	通所介護	件	
【個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ】 　個別機能訓練加算（Ⅰ）ロの算定にあたっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて１名以上配置しなければならない。 　しかしながら、貴事業所においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて１名以上配置していない日において、個別機能訓練加算（Ⅰ）ロの算定をしているケースが１名（２件）認められた。 　ついては、当該事例について、個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ算定開始時（過去５年）に遡り、全ケースについて自主点検を行い、不適切な請求については返還すること。 （厚生省告示第19号の６のハの注11　厚生省告示第95号第十六号のイ・ロ）	1	石狩社福

サービスの種別	訪問介護	件	
【同一敷地内建物等減算】 　指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者又は指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。 　ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定訪問介護事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。とされている。 　貴事業所における９月分請求書を確認したところ、同一建物等に該当する利用者１名について、減算を適用せず請求されていることが認められた。 ついては、当該事例について、同一敷地内建物等減算算定時（過去５年）に遡り、全ケースについて自主点検を行い、不適切な請求については返還すること。 （厚生省告示第１９号の１のハの注１２　厚生省告示第９５号第３の２）	1	

サービスの種別	訪問介護	件	
【同一敷地内建物等減算】 　指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者又は指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。 　ただし、別に厚生労働大臣が定める基準（正当な理由なく、指定訪問介護事業所において、算定日が属する前６月間に提供した指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上であること）に該当する指定訪問介護事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。とされている。 　貴事業所においては、同一敷地内建物等に居住する利用者以外には利用者がおらず、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上であることから、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定しなければならないが、100分の90に相当する単位数を算定していることが認められた。 　ついては、減算適用開始時（令和６年１１月）に遡及し、過誤調整を行う等、所要の措置を講ずること。 （厚生省告示第１９号の１のハの注１２　厚生労働省告示第９５号第３の２）	1	

サービスの種別	訪問介護	件	
特定事業所加算（Ⅱ）について 特定事業所加算（Ⅱ）の算定に当たっては、指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。）及びサービス提供責任者に対し、訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していることとされている。 しかしながら、貴事業所においては、一部（全て）の訪問介護員について、研修計画を確認できなかったため、改善すること。 （平成12年厚生省告示第19号別表１の注10） （平成27年厚生労働省告示第95号３のロ） （平成12年国通知老企第36号第２の２（14）イ（１））	4	

サービスの種別	訪問介護	件	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）について 　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）の算定に当たっては、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、処遇改善加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄に記載すること。当該制度における 報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することとされている。 　しかしながら、貴事業所においては、当該公表を確認出来なかったため、職場環境等の改善に係る取組について、情報公表システムへの報告もしくは貴事業者のホームページに掲載のうえ公表すること。 （平成12年厚生省告示第19号別表１のチ） （令和７年２月７日老発0207第５号の３⑧）	2	

サービスの種別	訪問介護	件	
初回加算の算定にあたっては、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行うこと、又は、当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行することが必要であり、同行訪問を行った場合については、指定居宅サービス基準第19条に基づき、その旨を記録するものとされている。 　貴事業所においては、訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際、サービス提供責任者が同行した旨の記録が確認できなかったため、改善すること。 （平成12年厚生省告示第19号別表1のニ） （平成12年国通知老企第36号第２の２（21））	1	

サービスの種別	訪問介護	件	
特定事業所加算（Ⅰ）の算定に当たっては、当該指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。 また、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならないとされている。 しかしながら、貴事業所においては、一部の訪問介護員等について、健康診断を実施していないことを確認したため、改善すること。 （平成12年厚生省告示第19号別表１の注10） （平成27年厚生労働省告示第95号３イ） （平成12年国通知老企第36号第２の２（14））		1	

サービスの種別	訪問介護	件	
特定事業所加算（Ⅱ）の算定に当たっては、利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的（おおむね１月に１回以上）に開催し、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならないとされている。 しかしながら、貴事業所においては、当該会議の開催について記録が作成されていないことを確認したため、記録すること。 （平成12年厚生省告示第19号別表1の注10） （平成27年厚生労働省告示第95号の３イ（２）１） （平成12年国通知老企第36号第２の２（14）ロ）		1	

サービスの種別	訪問介護	件	
特定事業所加算（Ⅱ）の算定に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報や「サービス提供に当たっての留意事項」を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。 また、「サービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。ただし、下記「④ 前回のサービス提供時の状況」を除く事項については、変更があった場合に記載することで足りるものとし、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとするとされている。 ①　利用者のADLや意欲 ②　利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ③　家族を含む環境 ④　前回のサービス提供時の状況 ⑤　その他サービス提供に当たって必要な事項 しかしながら、貴事業所においては、変更があった場合についての記載は行われているものの、変更の有無にかかわらず記載しなければならない「④ 前回のサービス提供時の状況」について記載されていないことを確認したため、記載すること。 （平成12年厚生省告示第19号別表1の注10） （平成27年厚生労働省告示第95号の３イ（４）２） （平成12年国通知老企第36号第２の２（14）ハ）		1	

サービスの種別	訪問介護	件	
高齢者虐待防止措置未実施減算について 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、訪問介護従業者に対し、虐待のための研修を定期的に実施するなどの、必要な措置を講じなければならない。 また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要であるとされている。 しかしながら、貴事業所では、虐待のための研修を定期的に実施しておらず、新規採用時においても虐待の防止のための研修を実施していないことを確認したため、、虐待の防止に係る措置を満たしていないことを確認したため、自己点検を行い、高齢者虐待防止措置未実施減算に係る不適切な請求については過誤調整を行うこと。		1	後志社福

サービスの種別	介護老人福祉施設	件	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）の算定に当たっては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していることが必要とされている。 (一)　業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 (二)　職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (三)　介護機器の定期的な点検 (四)　業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 しかしながら、貴施設では、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催しているが、当該委員会において、(三)介護機器の定期的な点検及び(四)業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修について検討していることを、記録により確認できなかったため、改善すること。 （平成12年厚生省告示第21号別表１のク） （平成27年厚生労働省告示第95号86の６（準用37の３）） （平成12年国通知老企第40号第２の５（49）） （令和６年３月15日老発0315第４号の５）		1	

サービスの種別	介護老人福祉施設	件	
	看取り介護加算（Ⅰ）の算定にあたっては、看取りに関する研修を行う必要がある。 しかしながら、貴施設では、看取りに関する研修について、一部職員が外部の研修を受講するのみで施設における研修を行っていない事例が見受けられたため、改善すること。 （平成12年厚生省告示第21号別表１のヨ） （平成27年厚生省告示第96号54（準用45の４）） サービスの種別　通所介護　件　1 指定通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、下記措置を講じなければならない。 ア　指定通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に十分に周知を図ること。 イ　指定通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。また、当該指針には次のような項目を盛り込むこと。 （ア）事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 （イ）虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 （ウ）虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 （エ）虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 （オ）虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 （カ）成年後見制度の利用支援に関する事項 （キ）虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 （ク）利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 （ケ）その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ウ　指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要であるとされている。 エ　前３項目における措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 しかしながら、貴事業所では、下記のとおり虐待の防止のための措置を講じていないことを確認したため、改善すること。 ①　虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。 ②　虐待の防止のための指針を整備しているが、下記事項の記載がない。 （カ）成年後見制度の利用支援に関する事項 （キ）虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 （ク）利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ③　虐待のための研修を定期的に実施しているが、新規採用時に虐待の防止のための研修を実施していない。 ④　虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置いていない。 （平成24年北海道条例第95号第146条(準用第40条の２)） （平成25年北海道規則第27号第35条(準用第６条の３（１)、(２)、(３)及び(４)）） （平成11年国通知老企第25号の第３の六の３(11)(準用第３の一の３(31)の②及び③)） (11) 高齢者虐待防止措置未実施減算について (１)－(10)のとおり、貴事業所において、虐待の防止に係る措置を満たしていないことを確認したため、自己点検を行い、高齢者虐待防止措置未実施減算に係る不適切な請求については過誤調整を行うこと。 (成12年厚生省告示第19号別表１の注５） (成27年厚生労働省告示第95号の２） (成12年国通知老企第36号第２の２(10)	1	
サービスの種別	訪問介護	件	
	特定事業所加算(Ⅱ)について 特定事業所加算(Ⅱ)の算定に当たっては、利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 また、当該会議は、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問介護員等のすべてが参加するものでなければならず、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならないとされている。 しかしながら、貴事業所においては、当該会議を欠席した者について、資料提供等により別途会議を実施していることを口頭で確認したものの、その記録が確認できなかったため、改善すること。 なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。 （平成12年厚生省告示第19号別表1の注10） （平成27年厚生労働省告示第95号の３ロ） （平成12年国通知老企第36号第２の２（14)①ロ）	1	
サービスの種別	指定通所介護	件	日高社福
	《報酬請求》 〇個別機能訓練加算を取得するにあたっては、機能訓練指導員等が居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ＡＤＬ、ＩＡＤＬ等の状況）を確認する必要があり、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとされている。また、その後３月ごとに１回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行う、とされているところだが、貴事業所において居宅の訪問が行われず、記録もされていなかったことから、改善すること。 ＜平27厚生労働大臣告示95十六イ（４）＞ ＜平12老企第36号第二の７（13）＞	1	
サービスの種別	介護老人福祉施設	件	オホーツク社福
	介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準である、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）は、介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が百分の三十五以上であること、とされているが、貴事業所はその基準を満たしていないことから、本加算の対象外となるため、対象市町村と協議の上、返還措置を行うこと。【平成27年厚生労働省告示87号】【平成27年厚生労働省告示72号イ(1)】	1	

サービスの種別	介護老人福祉施設	件 1	十勝社福
【科学的介護推進体制加算（Ⅰ）】 　科学的介護推進体制加算（Ⅰ）の算定に当たっては、入所者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等による基本的な情報を厚生労働省に提出することとされており、長期間の入院等により30日以上のサービス利用中断があった場合は、サービス利用終了として、入院までの期間における評価の情報提出が必要とされている。 貴施設においては、サービス利用終了時の情報提出がないまま加算を算定している事例を確認したため、自己点検を行い、不適切な請求については過誤調整を行うこと。			
サービスの種別	介護老人福祉施設	件 1	
【看護体制加算（Ⅱ）】 　看護体制加算（Ⅱ）ロの算定に当たっては、看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が25又はその端数を増すごとに１以上であり、かつ、指定介護老人福祉施設基準第２第１項第三号ロに定める指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に１を加えた数以上であることが要件とされており、当該施設においては、常勤換算方法で４以上の看護職員の配置が必要である。 　しかしながら、令和７年８月において、１月を超えた休暇取得により常勤の従業者として取り扱えない看護職員がいたため、常勤換算方法で看護職員の配置が3.35となり、加算算定要件を満たしていなかったことが確認された。 　このため、自主点検を行い、不適切な請求について過誤調整により返還の手続きを取ること。			
サービスの種別	訪問介護	件 1	
【高齢者虐待防止措置未実施減算】 　指定居宅サービス等基準第37条の２に規定する基準のうち、虐待防止のための指針が整備されていないことが確認されたため、当該事実が生じた月の翌月に当たる令和８年３月から高齢者虐待防止措置未実施減算を適用するとともに、速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から３月後にあたる令和８年５月に改善計画に基づく改善状況を報告すること。			
サービスの種別	訪問介護	件 3	釧路社福
高齢者虐待防止措置未実施減算 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、また高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が確認されたので、速やかに改善計画を提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。			
サービスの種別	通所介護	件 1	
高齢者虐待防止措置未実施減算 貴事業所において、委員会を定期的に開催しておらず、措置を適切に実施するための担当者が置かれていないことが確認されたので改善すること。事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。			
サービスの種別	介護老人保健施設	件 1	岩見沢ＨＣ
協力医療機関連携加算 　介護老人保健施設において、協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、次に掲げる単位数を所定単位数に加算することができる。 （１）当該医療機関が、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第３０条第１項各号に掲げる要件を満たしている場合　　50単位 （２）（１）以外の場合　　５単位 　当該施設においては、（１）の基準を満たしていないにもかかわらず50単位を算定していることから、請求内容を精査し、必要に応じ介護報酬請求の過誤調整等を行うこと。 【平成12年老企40　第２の６（27）】			
サービスの種別		件 1	静内ＨＣ
事故発生後３０日以内に道に対する事故報告書の提出がなされていなかった。			
サービスの種別	訪問看護	件 1	留萌ＨＣ
【複数名訪問加算】 訪問看護サービスの複数名訪問加算は、「イ 利用者の身体的理由により１人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合」、「ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合」、「ハ その他利用者の状況から判断して、イまたはロに準ずると認められる場合」に２人の看護師等（うち１人が看護補助者の場合も含む）が訪問看護を行った場合に算定可能であるところ、これら要件に該当しない利用者で、複数名で訪問し加算していることが確認された。 ついては、自主点検を行い、不適切な請求について、関係保険者に対して過誤調整等の手続きを行うこと。 厚生労働省告示第九十四号五 老企第３６号第２の４（１２）			
サービスの種別	介護医療院	件 1	網走ＨＣ
夜勤を行う職員の勤務条件に関する区分による加算について夜間勤務看護（Ⅲ）を 取得しているが、貴院から提出を受けた令和 8 年 1 月分の勤務表を確認する限り、夜間勤務をしている職員がいずれの日においても 1 名しか確認できなかった(貴院の場合夜間勤務看護(Ⅲ)の加算の取得については夜間勤務職員は 2 名以上で 1 名は介護職員で可となっている)。 　このため、貴院において自主点検を行い、いつから夜間勤務体制が 1 名体制だったのか確認し、夜間勤務が 1 名体制だった月の初日付で変更届(加算Ⅲから加算無し)を、当所に提出すること。 また、変更処理後に請求に係る過誤調整を要するが、過誤調整を行ったことがわかる挙証資料を提出すること。			
サービスの種別	介護老人保健施設	件 1	北見ＨＣ
療養食加算 　当該加算は、1日につき3回を限度として所定の単位数を加算するものであり、腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量6.0g未満の減塩食をいい、1日につき総量6.0g未満に達しない場合については算定の対象とはならない。 　しかし、貴施設の献立において、総量6.0ｇ未満に達しない日が散見されたことから、自主点検を行い、関係保険者に対し、過誤調整等必要な手続を行うこと。 （平成12年2月10日厚生省告示第21号別表2のワ） （平成12年3月8日老企第40号第2の6(32)）			

サービスの種別	介護老人保健施設	件 1	帯広ＨＣ
【かかりつけ医連携薬剤調整加算】 　算定要件の一つに「入所後１月以内に、状況に応じて処方の内容を変更する可能性があることを主治の医師に説明し、当該主治の医師が合意していること」とあるが、合意に関する記録がなかったため、合意した旨記録すること。 ・指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 　別表第２のヨ (平成12年２月10日号外厚生省告示第21号) ・厚生労働大臣が定める基準　第九十一の二 (平成27年3月23日号外厚生労働省告示第95号) ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービスおよび特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 　（平成12年３月８日老企第40号第２の６(34)）		
サービスの種別	短期入所療養介護	件 1	
【送迎加算】 利用者の心身の状態や家族の事情などからみて、送迎が必要と認められる利用者の送迎をした場合に算定できるものであるが、送迎が必要な理由について記録されていなかったので、記録すること。 ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 　別表第９のイ 注15 (平成12年２月10日号外厚生省告示19号)			
サービスの種別	訪問看護	件 1	
【ターミナルケア加算】 ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行うこととされているが、同意書において家族の同意欄が記載されておらず、同意の有無が確認出来なかったため、適切に同意を取得し、記録すること。 ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 　第３注15 (平成12年2月10日号外厚生省告示第19号) ・厚生労働大臣が定める基準　第八－ロ (平成27年3月23日号外厚生労働省告示第95号)			
サービスの種別	介護老人保健施設	件 2	釧路ＨＣ
施設サービス計画の作成について ①計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ることとされているところ、説明や同意がなされていない事案や、同意書の記載が不適切な事案が散見された。 ②計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うこととされているところ、アセスメントが不十分であったりアセスメント結果が計画に反映されていない事案が散見された。			